様式第15号（第16条関係）

|  |
| --- |
| №　　　　　　　　年　　月　　日交付傍　聴　券藤岡市固定資産評価審査委員会 |
| 1. 傍聴券は、退場の際に返却してください。
2. 審査長は、次に掲げる者が口頭審理を傍聴しようとするときは、口頭審理の会場への

入場を制限します。1. 酒気を帯びた者
2. 凶器その他身体等に危険を及ぼすおそれのある物品を携帯する者
3. 口頭審理の進行を妨げるおそれがあると審査長が認める者
4. 傍聴人は、次に掲げる事項を遵守してください。

（1）　口頭審理の進行中は、発言、撮影及び録音はしないでください。（2）　口頭審理における発言に対し、拍手その他の方法により、賛否を表明する等口頭審理の進行の妨げとなる行為を行わないでください。（3）　審査長が指定した傍聴席以外の場所に立ち入らないでください。（4）　審査長の指示に従ってください。4　審査長は、前項各号に掲げる事項に違反した傍聴人に対して、退場を命ずることがで　きます。5　退場を命ぜられた場合は、速やかに退場してください。 |